

ふじみ野市自転車駐車場条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市自転車駐車場条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 自転車を利用する者の利便を確保するとともに、駅周辺の環境整備に資するため、ふじみ野市自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(名称及び位置)</u></p> <p><u>第2条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用できる車種)</u></p> <p><u>第3条 駐車場を利用することができる車種は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車等」という。)とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利用の許可及び登録)</u></p> <p><u>第4条 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による申請を受理したときは、利用の可否を決定するとともに、利用の許可をした者(以下「登録利用者」という。)に</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市自転車駐車場条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 自転車を利用する者の利便を確保するとともに、駅周辺の環境整備に資するため、ふじみ野市自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(名称及び位置)</u></p> <p><u>第2条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 駐車場の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の利用の許可及び登録等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収及び還付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して市長が必要と認めること。</u></p> <p>2 <u>前項各号に規定する業務に係る費用は、指定管理者が自ら負担するものとする。</u></p>

についてはその旨の登録をし、登録証及び登録票を交付するものとする。

(利用の制限)

第5条 市長は、駐車場の収容能力を超えるとき又は管理上支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(許可及び登録の有効期間)

第6条 第4条の規定による利用許可及び登録の有効期間は、1年を超えない範囲において、市長が認める期間とする。

(利用許可等の取消し及び登録証の返還)

第7条 市長は、駐車場利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による利用の許可及び登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用の許可及び登録を受けたと認めるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により利用の許可及び登録を取り消された者は、第4条第2項の規定により交付を受けた登録証及び登録票を市長に返還しなければならない。

(一時利用)

第8条 駐車場の利用については、第4条第1項に規定する許可によるもののほか、1日1回を単位とする利用(以下「一時利用」という。)をすることができる。

2 駐車場を一時利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用日)

第9条 駐車場は、年間を通じて(前条に規定する一時利用を除く。)使用

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い駐車場の管理を行わなければならない。

(利用できる車種)

第6条 駐車場を利用することのできる車種は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車等」という。)とする。

(利用の許可及び登録)

第7条 駐車場を利用しようとする者は、規則の定めるところにより指定管理者に申請し、利用の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受理したときは、利用の可否を決定するとともに、利用の許可をした者(以下「登録利用者」という。)についてはその旨の登録をし、登録証及び登録票を交付するものとする。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、第12条の規定にかかわらず、駐車場の収容能力を超えるとき又は管理上支障があると認めるときは、市長の承認を得て駐車場の利用を制限することができる。

(許可及び登録の有効期間)

第9条 第7条の規定による利用許可及び登録の有効期間は、1年を超えな

することができる。

(不正利用者に対する措置)

第10条 市長は、第4条第1項又は第8条第2項の規定による許可を受けない者が駐車場に自転車等を駐車させているときは、当該自転車等を撤去することができる。

2 前項の規定により撤去した自転車等に対する措置については、ふじみ野市自転車放置防止条例(平成17年ふじみ野市条例第129号)に基づく放置自転車等の例による。

(使用料)

第11条 登録利用者又は第8条第2項の規定により一時利用の許可を受けた者(以下「一時利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、登録証及び登録票の交付を受けたとき又は一時利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者が故意又は過失により駐車場を損傷し、又は滅失したときは、当該利用者はそれによって生じた損害を賠償しなければならない

い範囲内において、市長が認める期間とする。

(利用許可等の取消し及び登録証の返還)

第10条 指定管理者は、駐車場利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による利用の許可及び登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用の許可及び登録を受けたと認めるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により利用の許可及び登録を取り消された者は、第7条第2項の規定により交付を受けた登録証及び登録票を指定管理者に返還しなければならない。

(一時利用)

第11条 駐車場の利用については、第7条に定めるもののほか、1日1回を単位として利用(以下「一時利用」という。)することができる。

2 駐車場を一時利用しようとする者は、一時利用の許可を受けなければならない。

(利用日)

第12条 駐車場は、年間を通じて(前条に規定する一時利用を除く。)使用することができる。

(不正利用者に対する措置)

第13条 指定管理者は、第7条第1項又は第11条第2項の規定による許可を受けない者が駐車場に自転車等を駐車させているときは、当該自転車

い。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第14条 駐車場内において、天災、火災、盗難、衝突その他市長の責めに帰さない理由によって利用者又は第三者が被った損害に対しては、市長は、その責めを負わないものとする。

(遵守事項)

第15条 市長は、利用者の遵守事項を定め、かつ、管理上必要があるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 駐車場の利用の許可及び登録等に関すること。

等を撤去することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者が撤去した自転車等に対する措置については、ふじみ野市自転車放置防止条例(平成17年ふじみ野市条例第129号)に基づく放置自転車等の例による。

(利用料金)

第14条 登録利用者又は第11条第2項の規定により一時利用の許可を受けた者(以下「一時利用者」という。)は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 駐車場の利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 前項の利用料金は、登録証及び登録票の交付を受けたとき又は一時利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第15条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第16条 自己の責めに帰すべき理由により、駐車場の施設又は設備に損傷を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(2) 駐車場の施設、設備及び器具の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 前項の規定により、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条、第5条、第7条、第8条第2項、第10条第1項、第11条第3項ただし書、第12条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条の見出し、同条第2項及び第3項、第12条(見出しを含む。)並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条第1項中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」とする。

3 第1項の規定により、指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第11条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、駐車場の管理を行わなければならない。

(その他)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市及び指定管理者の免責)

第17条 駐車場内において、天災、火災、盗難、衝突その他市の責に帰さない理由によって利用者又は第三者が被った損害に対しては、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(市長による管理)

第18条 市長は、駐車場の指定管理者の指定の手續等に関し、ふじみ野市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第13号。以下「手續条例」という。)第4条の規定による申請がなかったとき、手續条例第8条の規定による指定ができなかったとき又は手續条例第12条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、手續条例第3条の規定にかかわらず、駐車場の管理の業務の全部又は一部を行うも

別表(第2条、第11条関係)

名称	位置	使用料			
		登録利用(年間)		一時利用(1日1回)	
		自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
ふじみ野市上福岡駅西口自転車駐車場	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目2046番16	円 18,000	円 25,000	円 150	円 200
ふじみ野市ふじみ野駅大井陸橋下自転車駐車場	ふじみ野市うれし野二丁目10番	18,000	25,000	150	200
ふじみ野市ふじみ野駅苗間自転車駐車場	ふじみ野市苗間一丁目4番1	18,000	25,000	150	200

のとする。

(遵守事項)

第19条 登録利用者及び一時利用者は、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第2条、第14条関係)

名称	位置	使用料			
		登録利用(年間)		一時利用(1日1回)	
		自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
ふじみ野市上福岡駅西口自転車駐車場	ふじみ野市霞ヶ丘一丁目2046番16	円 15,000	円 25,000	円 100	円 200
ふじみ野市ふじみ野駅大井陸橋下自転車駐車場	ふじみ野市うれし野二丁目10番	15,000	25,000	100	200
ふじみ野市ふじみ野駅苗間第1自転車駐車場	ふじみ野市苗間一丁目3番2	15,000	25,000	100	200
ふじみ野市ふじみ野駅苗間第2自転車駐車場	ふじみ野市苗間一丁目4番1	15,000	25,000	100	200
